

議案第13号

葛飾区金町子どもセンター条例

上記の議案を提出する。

平成23年2月21日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

葛飾区金町子どもセンターを設置する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区金町子どもセンター条例

(設置)

第1条 子ども及び家庭に係る支援を行うことにより、子どもが適切な養育を受け、健やかに成長していくための環境の形成に寄与するため、葛飾区金町子どもセンター（以下「センター」という。）を東京都葛飾区東金町三丁目8番1号に設置する。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て相談に関すること。
- (2) 子ども及び家庭に係る地域における支援活動の推進に関すること。
- (3) センターの施設の利用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業

(施設)

第4条 センターには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 相談室
- (2) 乳幼児専用室
- (3) 遊戯室
- (4) 図書室

(利用者の範囲)

第5条 センターを利用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 葛飾区内に住所を有する子ども及び保護者
- (2) 子ども及び家庭に係る支援活動を行い、又は行おうとするもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(損害賠償)

第6条 センターに損害を与えた者は、その損害に相当する額を賠償しなければならない。

ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。